

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年1月29日

【会社名】 ジャパンM&Aソリューション株式会社

【英訳名】 Japan M&A Solution Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三橋 透

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町三丁目3番8号

【電話番号】 03-6261-0403

【事務連絡者氏名】 管理部長 河合 寿士

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麹町三丁目3番8号

【電話番号】 03-6261-0403

【事務連絡者氏名】 管理部長 河合 寿士

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2025年1月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年1月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

本件は、原案どおり取締役（監査等委員である取締役を除く。）に三橋透、今崎恭生の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。なお、今崎恭生氏は監査等委員でない社外取締役であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本件は、原案どおり監査等委員である取締役に大山亨、阿部慎史、酒井奈緒の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。なお、大山亨、阿部慎史、酒井奈緒の各氏は監査等委員である社外取締役であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、年額500,000千円以内（うち社外取締役100,000千円以内）と設定されました。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査等委員である取締役の報酬等の額は、年額50,000千円以内と設定されました。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

第7号議案 監査等委員である取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

第8号議案 従業員に対するストック・オプションとして新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

本件は、原案どおり承認可決されました。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	9,076	112	-	(注) 1	可決 98.73
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件				(注) 2	
三橋 透	9,050	138	-		可決 98.45
今崎 恭生	9,049	139	-		可決 98.44
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件				(注) 2	
大山 亨	9,076	112	-		可決 98.73
阿部 慎史	9,075	113	-		可決 98.72
酒井 奈緒	9,061	127	-		可決 98.57
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件	9,015	173	-	(注) 3	可決 98.07
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件	9,020	168	-	(注) 3	可決 98.12
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件	8,947	241	-	(注) 3	可決 97.33
第7号議案 監査等委員である取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容決定の件	8,952	236	-	(注) 3	可決 97.38
第8号議案 従業員に対するストック・オプションとして新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件	8,963	225	-	(注) 3	可決 97.50

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。